

# ご説明資料 (地方税務手続のデジタル化)

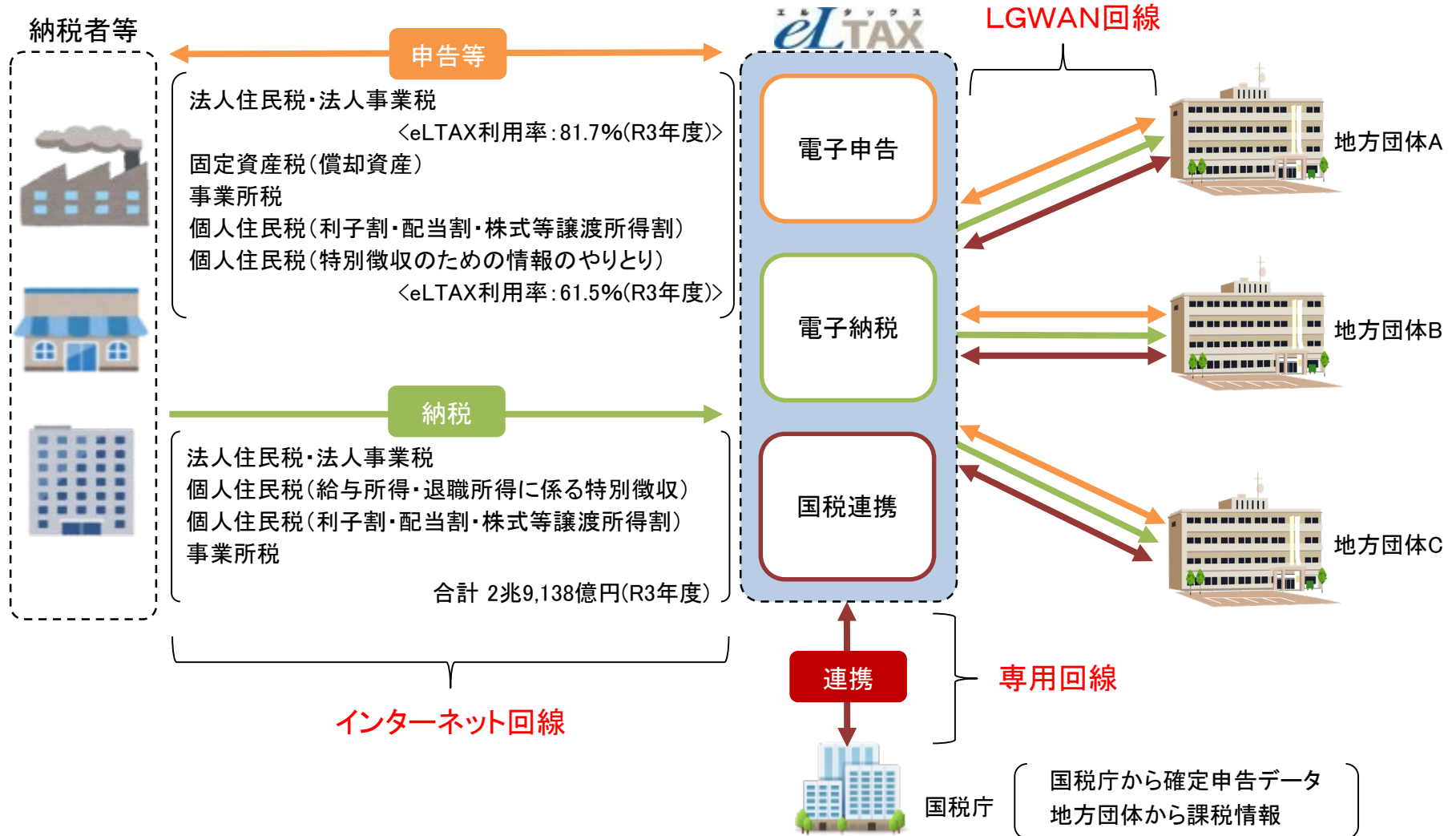
令和5年3月7日（火）  
自治税務局企画課電子化推進室

# 地方税務手続のデジタル化のあゆみ

	電子申告・申請等	電子納付	国税との情報連携	その他
平成16年度	法人住民税・法人事業税、固定資産税(償却資産)の申告開始 [H17.1] ※事業所税も追加 [H20.1]			
17～21年度	給与支払報告書、公的年金等支払報告書の電子的提出開始 [H20.1、H21.1]			OSSによる自動車税等の申告開始 [H17.12] ※新車新規のみ。中古車新規・移転等登録、継続検査は、H29.4追加
22年度	全地方団体がeLTAXに接続			
			所得税確定申告書の連携開始 [H23.1]	
23～30年度	一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書等の電子的提出を義務化 [H26.1] ※電子的提出基準の引下げ[R3.1]		法定調書、扶養是正情報の連携開始 [H25.5、H25.6] 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出の一元化[H29.1]	JNKS(自動車税納付確認システム)の運用開始[H27.4] 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化開始[H28.1]
令和元年度	地方税共同機構の設立 [H31.4]			
2年度	大法人に係る電子申告義務化 [R2.4.1以降の事業年度に係る申告]	地方税共通納税システムの運用開始 [R元.10] ※対象は主として法人向けの税目	法人の開廃業等に係る申請手続の一元化、共通入力事務の重複排除[R2.3]	固定資産税等に係る登記所との情報連携開始[R2.1]
3年度	個人住民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)の申告・納入手続の電子化 [R3.10]		財務諸表提出の一元化 [R2.4]	
4年度	法制上、全ての申告・申請手続へ対象拡大[R4改正] ※実務的な準備が整ったものから順次、eLTAX利用を開始			軽自動車OSS、軽JNKSの運用開始[R5.1]
5年度以降	地方たばこ税等の電子申告開始[R5.10]	地方税統一QRコード等を用いた納付開始 [R5.4] ※固定資産税等全税目へ対象拡大 ※納付手段も拡大(クレジットカード、スマホ決済アプリ等)		特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化開始[R6.1] 基幹税務システムの標準化 [R7年度までの移行を目指す]

# eLTAX(エルタックス)について

- eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続きを電子的に行うシステム。
- 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の情報連携に活用。
- 地方共同法人である地方税共同機構が管理・運営。



# eLTAXの対象申告等手続(一覧)

○ eLTAXは、全地方団体が共同で運用しているシステムの性格を踏まえ、オンライン化のニーズが高い手続から順次対象手続を拡大。これまで、法人を対象とする手続が中心となっている。

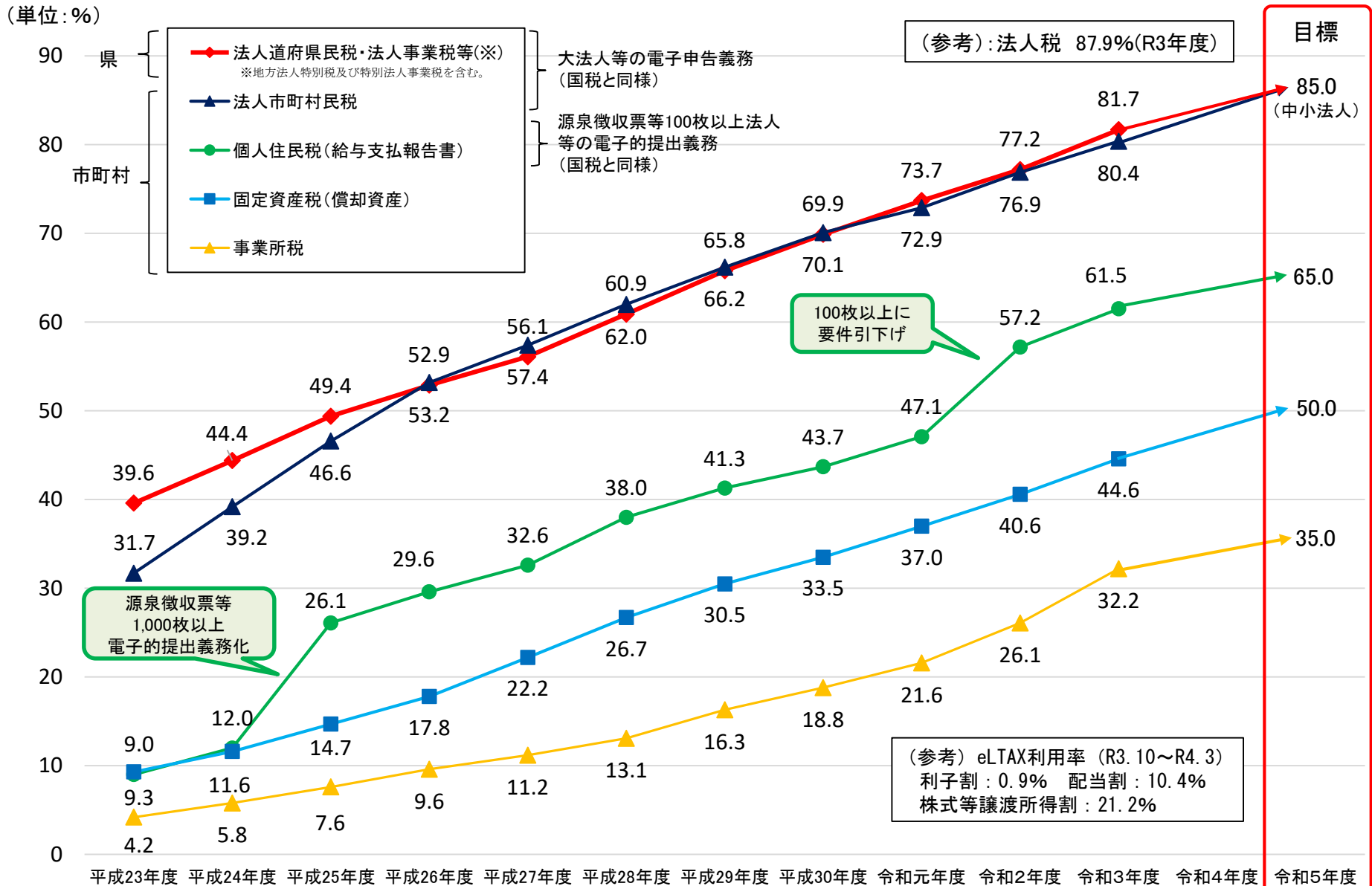
個人住民税	給与支払報告書	H19
	公的年金等支払報告書	
	退職所得の分離課税に係る所得割の納入申告書・特別徴収票	
	個人住民税の給与所得者に係る特別徴収に関する申出等	
	給与支払報告書に係る届出書	
	給与所得に係る特別徴収税額の納入に関する届出書	
	特別徴収義務者の住所地又は名称等の変更届出	
	金融所得課税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)の特別徴収	
地方法人二税	法人住民税・法人事業税に係る確定申告書	H16
	法人住民税・法人事業税に係る中間申告書	
	法人住民税に係る均等割申告書	
	法人住民税・法人事業税に係る期限後申告書及び修正申告書	
	法人事業税の申告期限延長の特例の承認申請等	H19
	法人住民税の申告書の提出期限の延長の処分等	
	法人設立届・設置届(内容の変更も含む。)	
地方法人二税の更正請求書等	R3	

事業所税	事業所税に係る申告書	H19
	事業所税の期限後申告等に係る修正申告書	
	事業所税の賦課徴収に係る申告書	
固定資産税	固定資産税(償却資産)に係る申告書	H16
	固定資産税の新型コロナ特例に係る申告書等	R2
その他	自動車税及び軽自動車税の環境性能割・種別割に係る申告書等 【登録車OSS:H17～、軽OSS:R5～】	—
	新型コロナに関する申告等の期限の延長の申請書等	R2
	徴収の猶予に係る申請書等	R3
	換価の猶予に係る申請書等	

※ 手続名の右欄は、手続のeLTAX対応開始年度。

# 地方税の申告等に係るeLTAX利用率の推移

○ eLTAXを通じた電子申告等の利用率は、年々、上昇している。



## 各税目における申告・提出件数等

税目	年度	全申告件数		eLTAX利用率
			eLTAXによる申告件数	
法人道府県民税 法人事業税等	令和元年度	4,155,237	3,061,486	73.7%
	令和2年度	4,091,437	3,160,630	77.2%
	令和3年度	4,138,412	3,379,836	81.7%
法人市町村民税	令和元年度	4,366,488	3,181,046	72.9%
	令和2年度	4,265,791	3,280,826	76.9%
	令和3年度	4,317,083	3,472,609	80.4%
固定資産税 (償却資産)	令和元年度	3,728,086	1,378,157	37.0%
	令和2年度	3,803,633	1,545,025	40.6%
	令和3年度	3,846,396	1,716,786	44.6%
事業所税	令和元年度	126,720	27,322	21.6%
	令和2年度	124,877	32,585	26.1%
	令和3年度	126,778	40,825	32.2%

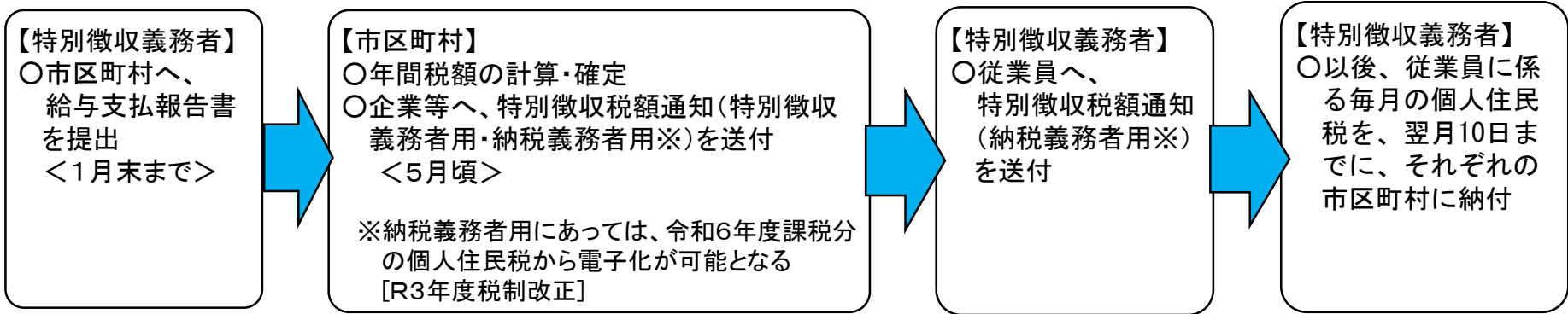
税目	年度	全提出件数			eLTAX利用率
			eLTAXによる 提出件数	光ディスク等 による提出件数	
個人住民税 (給与支払報告書)	令和元年度	85,949,159	40,441,613	2,826,821	47.1%
	令和2年度	85,297,116	48,799,819	3,016,752	57.2%
	令和3年度	85,324,840	52,502,002	2,722,240	61.5%

※1 上記表内の数値は、「電子申告利用率等調査」(総務省)に基づく直近3ヶ年度のもの。

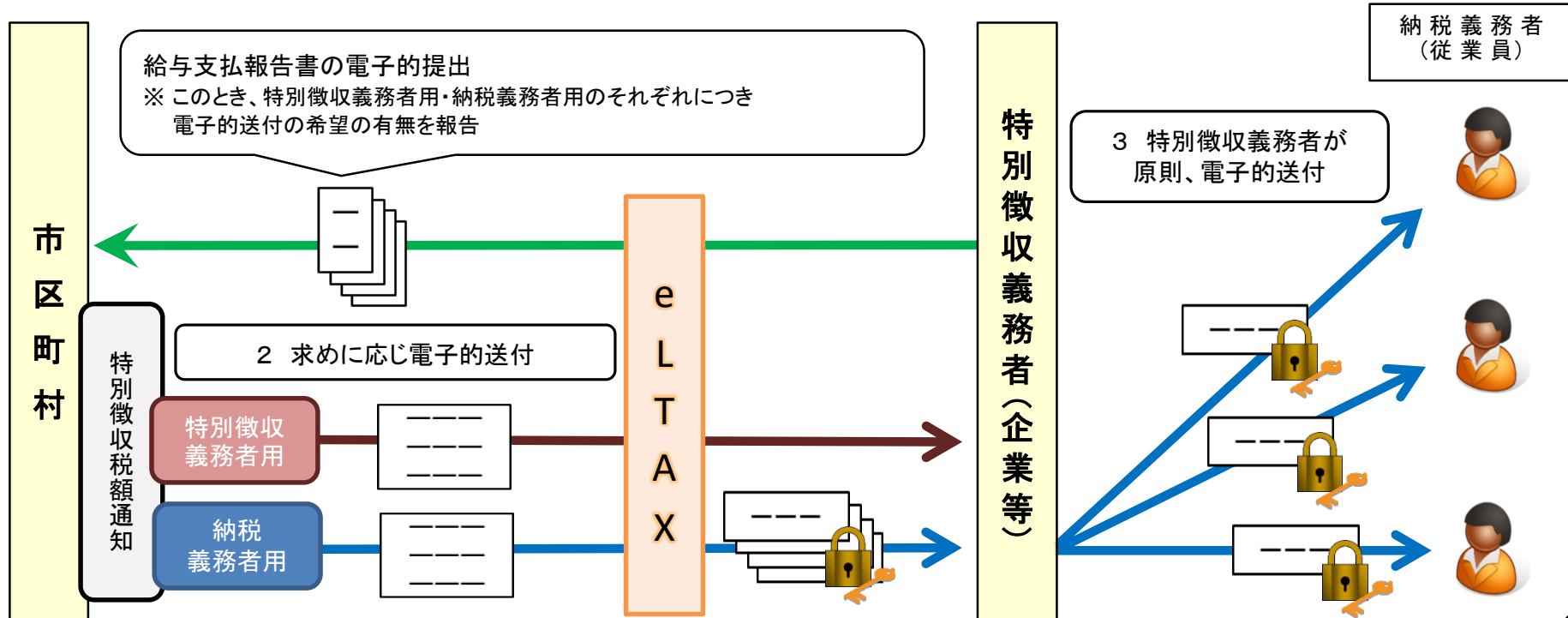
※2 地方法人特別税及び特別法人事業税を含む。

# 個人住民税の特別徴収

## <個人住民税における給与からの特別徴収の流れ>

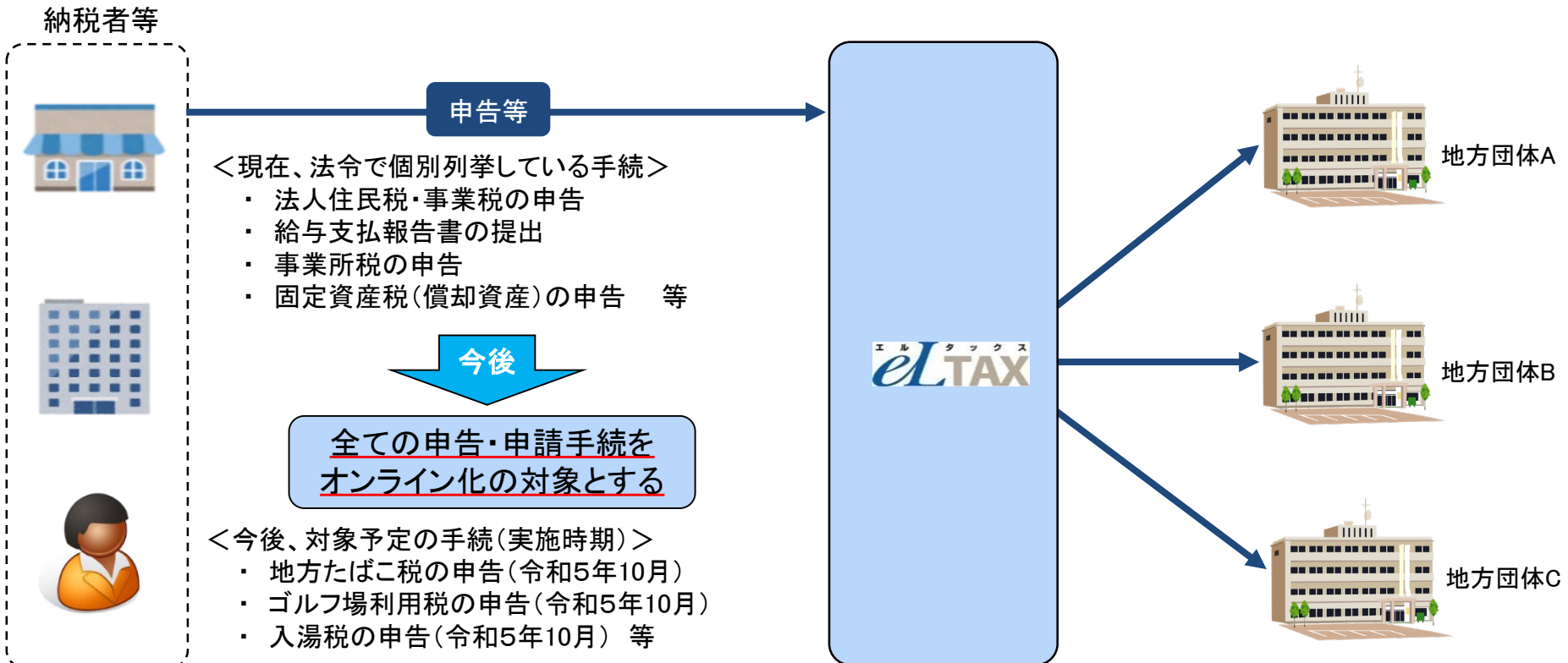


## <個人住民税の特別徴収税額通知の電子化(イメージ)>



- eLTAX(地方税ポータルシステム)を通じた申告・申請は、これまで、オンライン化のニーズに応じて、法人を対象とする手続を中心として拡大し、地方税法令上、対象手続を個別に規定。
- 今後は、納税者等が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続について、実務的な準備が整ったものから順次、eLTAXを利用して行うことができるよう所要の措置を講ずる。

※ 令和4年4月1日施行。



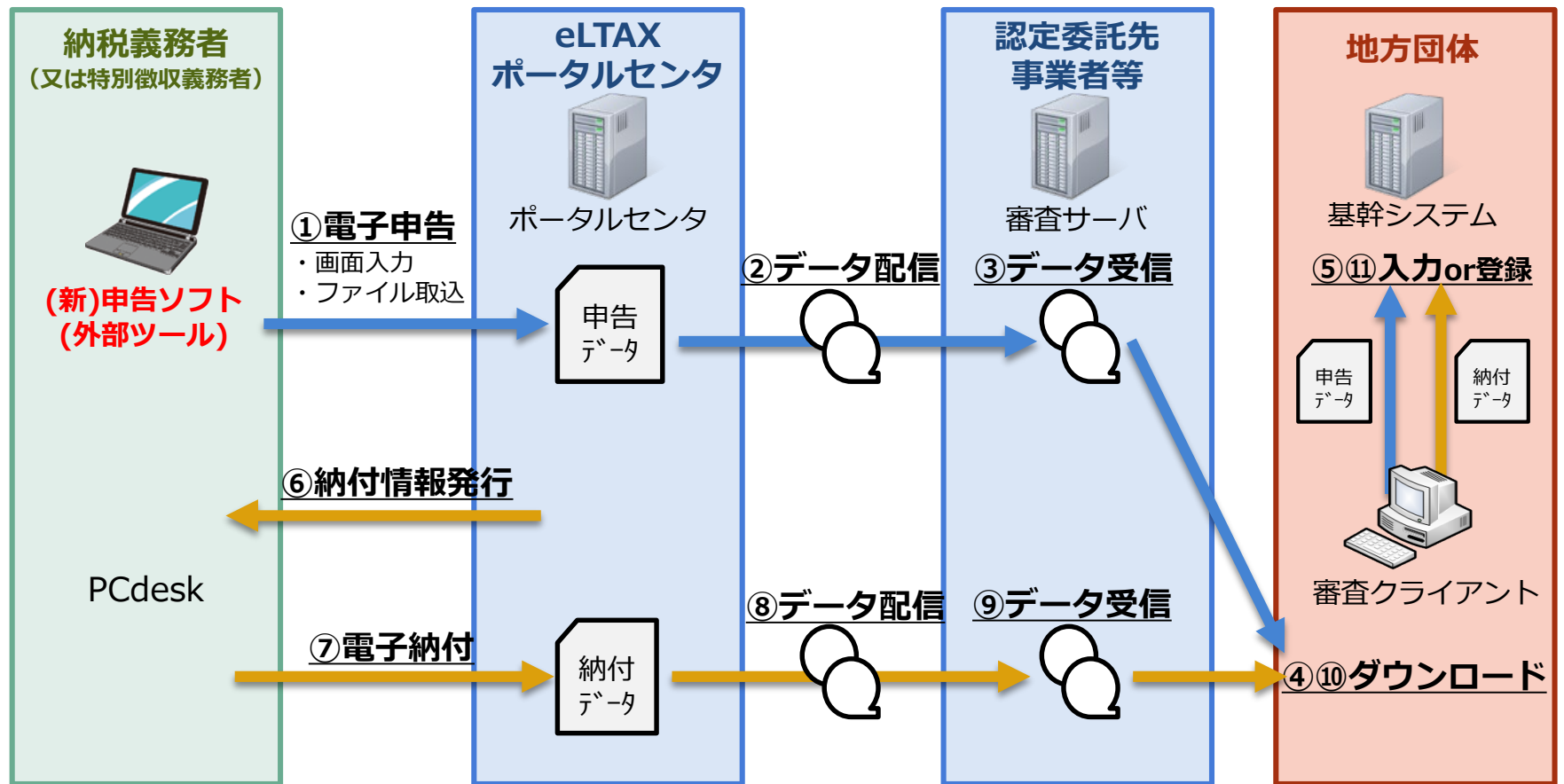


# eLTAXを通じた地方たばこ税やゴルフ場利用税の申告・納付等

- 令和5年10月から、地方たばこ税、ゴルフ場利用税、入湯税及び宿泊税について、eLTAXを通じた電子申告・電子納付を可能とするよう、現在、システムを構築中。
- 上記の他、軽油引取税(令和6年10月予定)や個人住民税(令和7年1月予定)等についても、順次対応予定。

## 【システム概要 (イメージ)】

<データの流れ>  : 電子申告  : 共通納税



# 地方税共通納税システムについて

- 令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、eLTAXを通じた電子納税が可能。
- 現在、インターネットバンキング及びダイレクト納付(口座引落とし)による支払いが可能。

## 概要

### <主なメリット>

#### 納税者

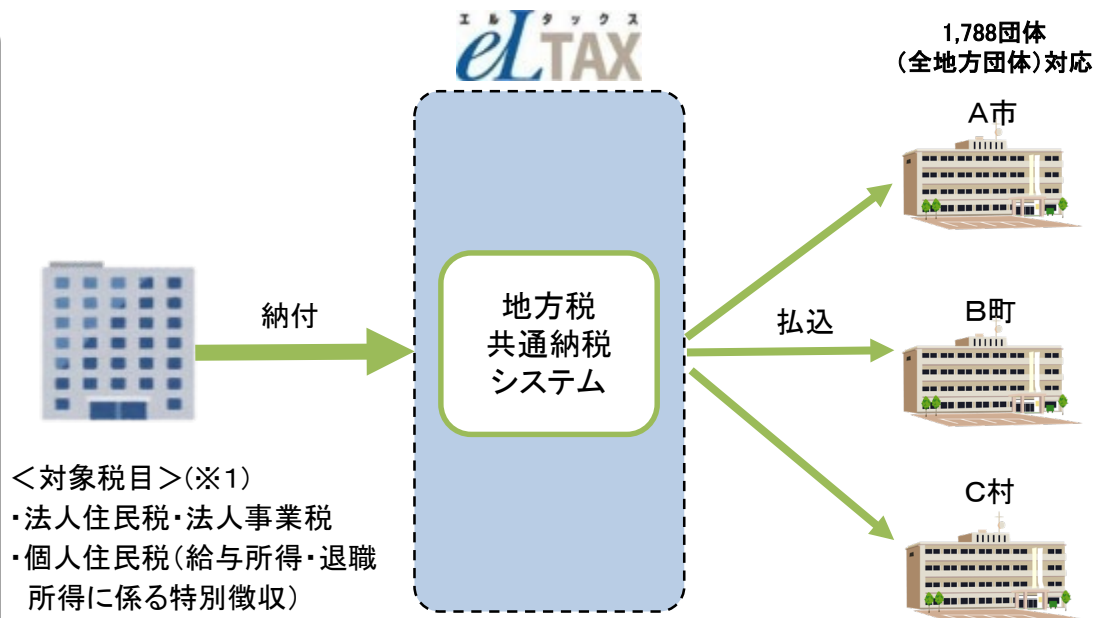
- 対象税目について、全ての地方団体に対して電子納税可能
- 合計税額をeLTAXに送金することで、複数地方団体への「まとめ納付」が可能

#### 金融機関

- 窓口来訪者の減少による窓口業務の負担軽減
- 領収済通知書の処理に係る負担軽減

#### 地方団体

- 納付書の封入作業等の負担軽減
- 印刷費、郵送費等の負担軽減



#### <対象税目>(※1)

- ・法人住民税・法人事業税
- ・個人住民税(給与所得・退職所得に係る特別徴収)
- ・個人住民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)
- ・事業所税

#### <納付手段>(※2)

- ・インターネットバンキング
- ・ダイレクト納付

※1: 令和5年度から、全税目に拡大。

※2: 令和5年度から、クレジットカードや地方税統一QRコードを活用したスマートフォン決済アプリ等による納付も可能。

# 地方税共通納税システムの利用実績

○ 地方税共通納税システムの稼働開始(令和元年10月)以来、同システムを通じた納付は進んでいる。

## <令和2年度>

※個人住民税の利子割、配当割・株式等譲渡所得割については、令和3年10月から対応。

		地方法人二税	個人住民税 (特別徴収分)	事業所税	個人住民税(※)			合計	
					利子割	配当割	株譲割		※除く
納付件数 (納税者→eLTAX)	件	254,992	467,817	4,283				727,092	727,092
払込件数 (eLTAX→地方団体)	件	486,564	2,736,400	7,161				3,230,125	3,230,125
収納額	億円	10,704	1,953	286				12,943	12,943

## <令和3年度>

		地方法人二税	個人住民税 (特別徴収分)	事業所税	個人住民税(※)			合計	
					利子割	配当割	株譲割		※除く
納付件数 (納税者→eLTAX)	件	467,547	1,040,021	8,146	854	1,571	434	1,518,573	1,515,714
払込件数 (eLTAX→地方団体)	件	903,000	6,672,907	14,604	1,243	15,888	3,446	7,611,088	7,590,511
収納額	億円	22,475	4,887	573	5	461	737	29,138	27,935

令和2年度実績  
(収納額)と比べて

2.1倍

2.5倍

2.0倍

—

—

—

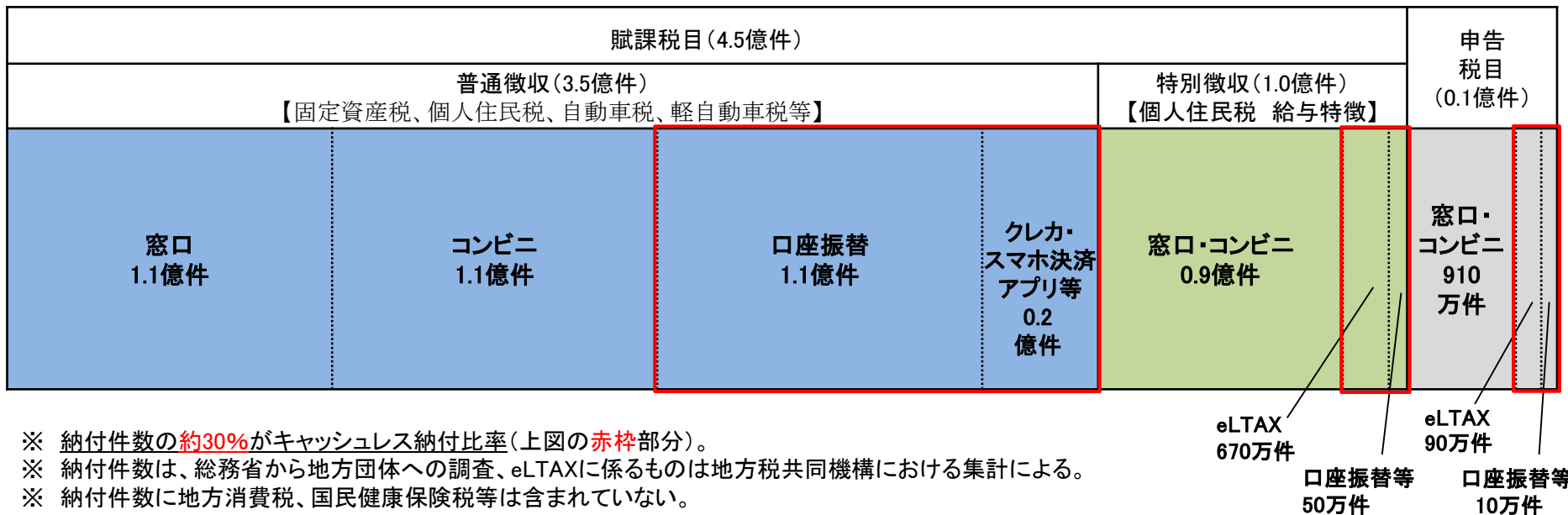
—

2.2倍

# 地方税における納付件数の内訳及びキャッシュレス納付比率(令和3年度推計)

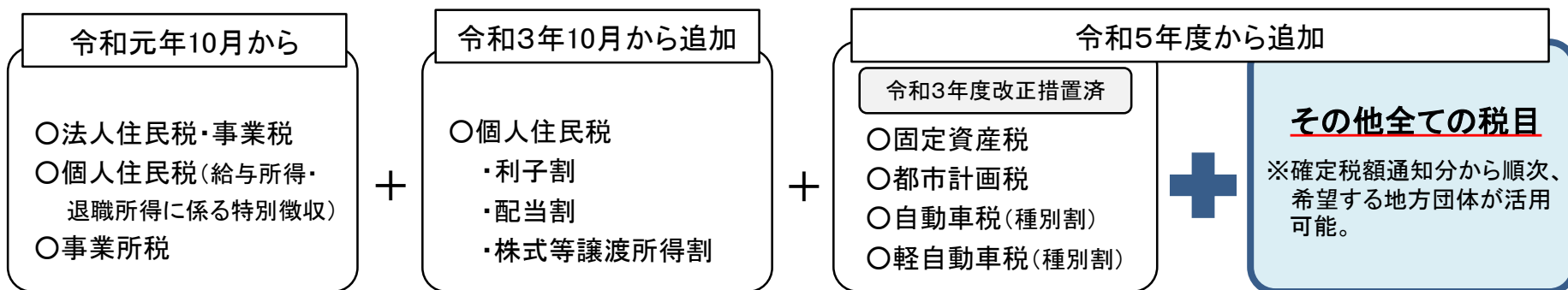
- 賦課税目(普通徴収分)については、口座振替、コンビニ納税等の納付手段が一定程度活用されている。また、個人住民税(給与特別徴収分)や申告税目については、令和元年10月から、eLTAXを通じた納付が可能となっている。
- 申告税目や特別徴収分については、eLTAXを通じた納付を推進するほか、普通徴収分について、令和5年度以降、地方税統一QRコードを活用した電子納付を推進予定。

## <地方税納付件数4.6億件の内訳(令和3年度推計)(※)>

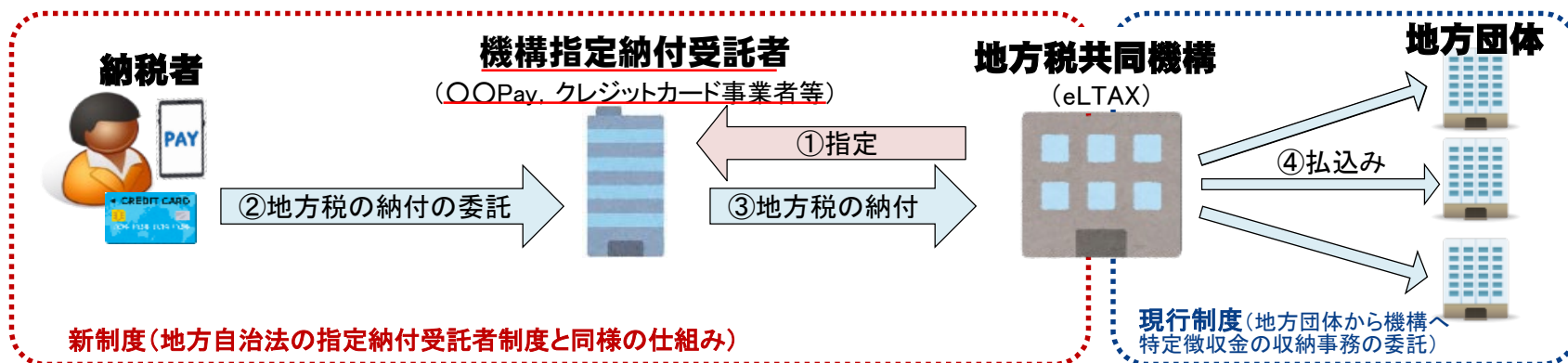


- eLTAXを通じた電子納付は、主として法人を対象とする税目から順次、対象税目を拡大。令和3年度税制改正では、個人の納税者にも納付機会が多い固定資産税等4税目を対象に追加。
  - 加えて、地方税統一QRコードを活用した電子納付の仕組みの構築に目途がついたことから(令和5年4月活用開始)、これを契機に、eLTAXを通じた電子納付の対象を、全ての地方税に拡大。
  - 併せて、eLTAXを通じた電子納付に係る納付手段を拡大し、納税者が、地方税共同機構が指定する者を経由して、スマートフォン決済アプリ、クレジットカード等による納付を行うことができるよう措置。
- ※ 令和5年4月1日以後の納付等について適用。

### ■ eLTAXを通じた電子納付の対象税目



### ■ eLTAXを通じた電子納付に係る新たな納付手段(イメージ)

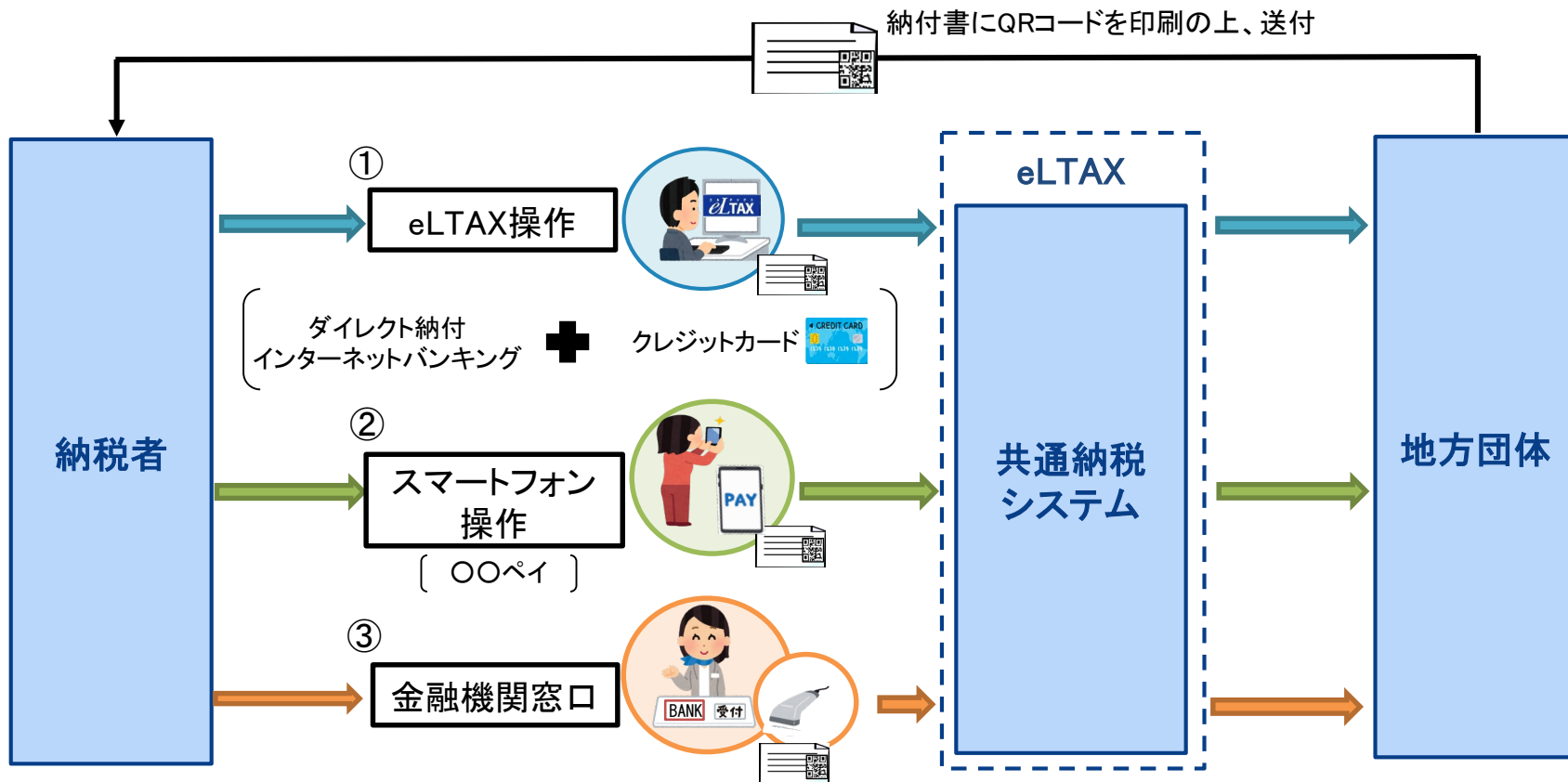


# 地方税統一QRコードの活用による地方税の電子納付について

- 令和5年4月から、地方税の納付について「地方税統一QRコード」を用いた仕組みを導入し、
  - ①eLTAX操作による電子納付
  - ②スマートフォン操作による電子納付
  - ③金融機関窓口における納付受付後の事務処理への活用を開始予定。

※対象税目：固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割（他の税目についても、可能な限り活用）

- また、納付手段についても、従来の金融機関経由のダイレクト納付（口座引き落とし）やインターネットバンキングに加え、「クレジットカード」や「スマートフォン決済アプリ」による納付が可能となる。

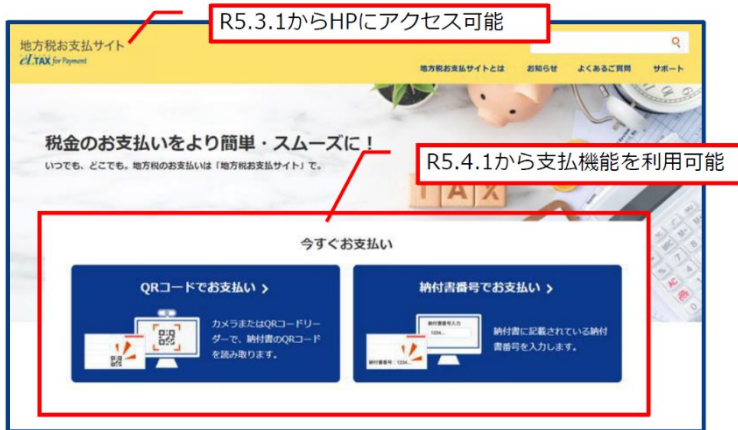




# 地方税統一QRコードの運用開始に向けた準備状況(地方税共同機構)

- 令和5年4月からの地方税統一QRコードを用いた収納開始に向けて、地方税共同機構では、地方団体、金融機関等の関係者とともに、システム改修や連携テストなど制度運用に向けた準備を実施中。
- このうち、一般利用者向け機能としては、以下のような取組を進めているところ。
  - ① 電子申告に連動する電子納付に対応した既存の「PCdesk」等を通じた手続とは別途、賦課税目を含む全税目を取扱対象とした「地方税お支払サイト」という新たなWEBサイトを構築
  - ② スマートフォン決済アプリ事業者やクレジットカード事業者といった民間事業者の公募手続を実施
  - ③ 運用開始に向けた広報媒体の作成、配布 等

## ■ 地方税お支払サイト



### 【コンセプト】

- QRコード読み取りにより簡単に納税できる
- 多様な納付方法から選択できる
- 納付した履歴も確認可能

### 【サイトを通じた手続の概要】

- ① **eLTAXへのログインなしでも対応可能**  
(※ただし、ダイレクト方式を利用する場合にはログインが必要。)
- ② **QRコード読み取り可能**(※納付書番号を打ち込む方法も可能)
- ③ 従来型の金融機関経由の情報リンク方式、ダイレクト方式のみならず、**クレジットカード支払いにも対応可能**
- ④ **複数の納付書のまとめ払いや、税目を跨がる納付も可能**

## ■ 利用可能なスマホアプリ、クレジットカード

【利用可能なスマホアプリ(調整中)】

【利用可能なクレジットカード電子決済サービス(調整中)】

→今後、サービス開始までに、それぞれ地方税お支払サイト等へ掲載予定

## ■ 一般利用者向け機能提供開始時期(予定)

事項		機能提供時期		概要
地方税お支払サイト	HP機能	令和5年3月1日 (水)	8時 30分	・HPへのアクセスが可能 ・FAQや操作説明動画の閲覧が可能 ※支払機能は利用不可
	支払機能	令和5年4月1日 (土)	8時 30分	・クレジットカードを含む支払機能の利用が可能 ・納付書のQRコード(eL-QR)、納付書番号(eL番号)による操作が可能
PCdesk	クレジットカード対応	令和5年4月3日 (月)	8時 30分	・新たな納付方法としてクレジットカードの選択が可能 ・納付方法選択画面は先行して令和4年12月リリース予定(4月まではクレジットカードの選択ボタンは非活性)



# 地方税における電子化の推進に関する検討会(座長:辻塚也一橋大教授)とりまとめ(令和4年11月)概要

地方税務手続のデジタル化については、一定の進展が見られる。引き続き、更なるデジタル化を図るため、「申告・申請手続」、「納付手続」、「地方税関係通知」及び「国税・他機関との情報連携等」について、次の施策を講ずるべき。

## 1. 申告・申請手続のデジタル化

- 地方税法令上に明文規定を有する申告・申請手続については、令和7年(2025年)末までに確実にデジタル化できるよう、具体的な実現時期や実現方法について、早期に意思決定を行い、地方団体及び利用者に情報提供を行うべき。
- 中でも、固定資産税の償却資産の申告については、従前からの市町村長に対する申告に加え、都道府県知事及び総務大臣が価格等を配分する資産についても、eLTAXを通じた申告ができるよう速やかに検討すべき。
- 地方税法令上に明文規定を有さない申告・申請手続についても、納税者等の利便性の向上や地方団体の事務の効率化、eLTAXと各地方団体独自のシステムとの適切な役割分担等の観点を踏まえながら、eLTAXを通じた申告・申請が行えるよう検討していくべき。
- 利用可能時間の拡大や給与支払報告書のクラウド提出への対応など、ユーザーの意見を踏まえたeLTAXの機能改善に努めるべき。
- 個人の納税者の利用が増加すること等を踏まえたeLTAXのスマートフォン対応や、地方団体職員の事務負担を考慮した検討が必要。

## 2. 納付手続のデジタル化

- 地方税統一QRコード等を活用した納付は、令和5年(2023年)4月からの円滑な開始に向け、着実に準備を進めていくことが必要。
- 上記の仕組みは、固定資産税等基本4税目以外の地方税においても活用することが望ましい。また、地方税以外の地方公金納付のデジタル化に係るデジタル庁等の検討の動きと歩調を合わせて、eLTAX経由での納付についても必要な検討を進めることが適当。
- eLTAXのさらなる利便性向上や、幅広い納税者を想定した周知・広報、これまで以上に安定的なeLTAXの運用に留意が必要。

## 3. 地方税関係通知のデジタル化

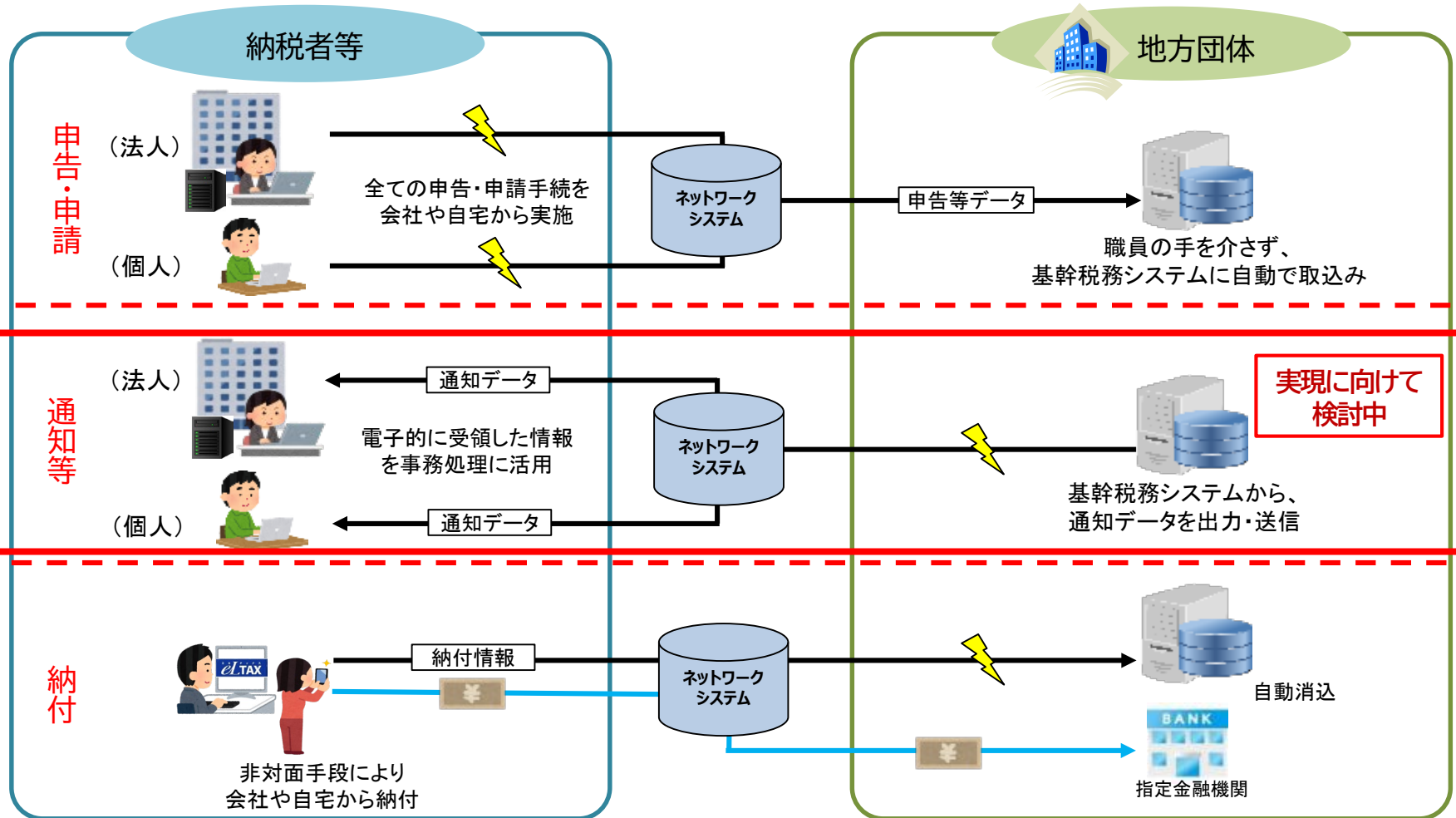
- 納税通知書及びそれに付随する課税明細書等(以下「納税通知書等」)の電子的送付について、
  - ・個人の納税者に対するものは、デジタル庁と連携しマイナポータルを活用した方法も含め検討し、具体化に向けた手法を模索すべき。その際、各地方団体が保有する納税者等の情報と当該納税者等のマイナンバーとの紐付けを、順次進めることが望ましい。
  - ・法人の納税者に対するものは、デジタル庁の事業との連携は模索しつつも、eLTAXが法人に十分浸透している現状を踏まえ、eLTAXの次期更改が令和8年(2026年)9月であること等を念頭に、eLTAXを活用したシステムの構築を目指すべき。
- 納税通知書等以外の地方税関係通知のうち、各種証明書など納税者等からの申告・申請に基づくものについては、eLTAXの活用を基本として可能なものから早期にデジタル化を実現していくことが望ましい。

## 4. 国税・他機関との情報連携等

- eLTAX及び国税情報システムの刷新・改修や、地方団体の基幹税務システムの標準化の取組を踏まえ、国税・他機関との連携対象情報の更なる範囲拡大(法人事業税に係るeLTAXを通じた地方団体間の回送手続の拡大や、市町村から税務署への死亡者の所有固定資産情報の通知に際するeLTAXの活用等)を検討すべき。

# 地方税務手続のオンライン化に係る「目指すべき将来像」

- 納税者と地方団体との間のあらゆる手続についてオンラインで行うことを可能とし、双方において、電子的に受信した情報の事務処理での活用を可能とするなど地方税務手続の「デジタル完結」を目指す。



# 地方税関係通知のデジタル化

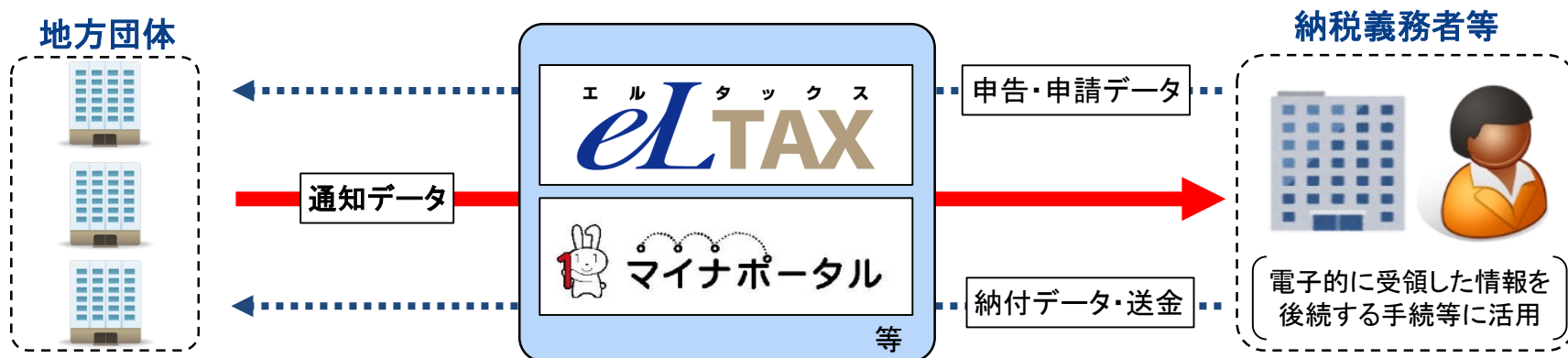
【令和5年度与党税制改正大綱(令和4年12月16日自由民主党・公明党)[抄]】

- 納税通知書や各種証明書などの地方税関係通知について、eLTAX 及びマイナポータルの変更・改修スケジュールや納税者等の利便性及び地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みを検討する。

## ■地方税関係通知の例

- 納税通知書(課税明細書を含む。)
- 各種証明書(納税証明書や固定資産課税台帳登録事項証明書など)
- 減免決定通知書 等

## ■地方税関係通知のデジタル化(イメージ)

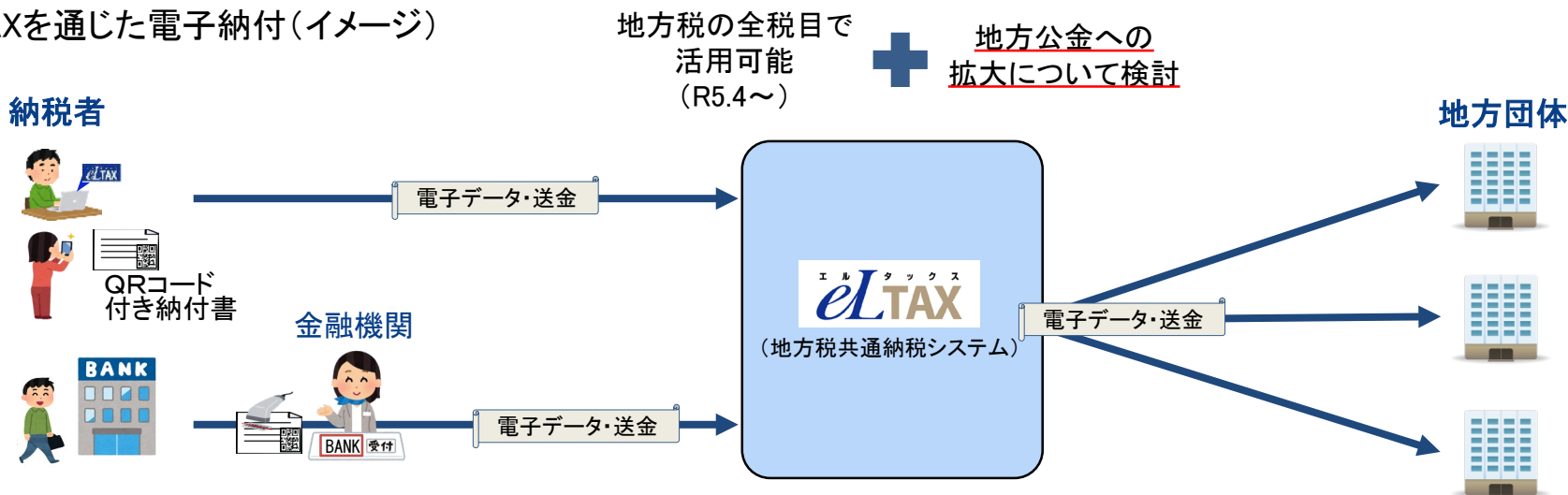


# eLTAXを通じた地方税以外の地方公金納付のデジタル化

【令和5年度与党税制改正大綱(令和4年12月16日自由民主党・公明党)[抄]】

- 令和5年4月から地方税統一QRコード等を活用した地方税の納付が開始されることを踏まえ、地方税以外の地方公金に係るeLTAX経由での納付について必要な検討を進める。

## ■eLTAXを通じた電子納付(イメージ)



## ■規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)[抄]

### II 実施事項 1(8) ・行政手続デジタル化の基盤整備 No.11 共通基盤の整備

- b デジタル庁と総務省は、共同で各種公金に係る法令を所管する関係府省の参加を得て、地方公共団体の公金納付のデジタル化の在り方について検討を行う体制を立ち上げる。検討の場においては、各種公金に係る収納方法等の現況、法令を所管する各省庁におけるオンライン化の検討状況、マイナポータルを含む政府全体の行政手続オンライン化や公金取扱の動向、eLTAX経由の収納の対象税目の拡大の状況等を踏まえ、地方公共団体、公金を納付する事業者及びキャッシュレス事業者を含む民間事業者等の意見を聞きつつ、地方公共団体共通の仕組みの構築の可能性を含めて所要の制度的・システムの措置について検討し、公金納付のデジタル化の在り方について結論を得る。関係府省は、検討結果を踏まえ、速やかに必要な措置を講ずる。(令和4年度末までに結論を得ることを目指し、結論を得た論点から速やかに措置)